

子育て世代を応援します！

町では平成 23 年 8 月 1 日から、これまでの乳幼児医療費助成制度の名称を「すこやか子ども医療費助成制度」に変更し、医療費助成の拡大をします。

～対象者～

町内に住所を有する 0 歳から 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの乳幼児・小学生・中学生・高校生・大学生・各種専門学校生が助成対象となります。

ただし、通信制の学校や修学年限が 1 年未満の学校に在籍されている方は助成対象となりません。

また、保護者が町内に住所を有し、そのお子さんが町内の中学校若しくは高等学校の課程を修了後、進学のため町外に住所を異動した場合も助成対象となります。

■保護者の方の所得制限はありません。

ただし、北海道の補助制度上、小学生までの対象者の世帯の方の所得を確認させていただきます。



～助成の内容～

(1)富良野圏域の医療機関で診療した場合

原則として、医療機関での窓口負担はありません。

(2)富良野圏域以外の医療機関での診療の場合

立替払いになりますので、領収書を提出してください。後日、指定の金融機関にお支払いします。領収書は 2 年以内に提出してください。2 年を経過すると助成を受けることができません。

◆申請に必要なもの

領収書、印鑑（朱肉を使うもの）、お子さんが加入している（する予定の）健康保険証、支払先金融機関の通帳

(3)健康保険の適用とならないもの（予防接種、健康診査、差額ベッド代、薬の容器代、他医療機関からの紹介状のない大病院の初診料など）は助成対象ではありません。

(4)保育所や小・中学生のお子さんが学校管理下（登下校を含む。）でケガをしたときは「日本スポーツ振興センター」の災害給付金が支給されます。このような場合、すこやか子ども医療費受給者証は使えませんので、保育所・学校にご相談ください。受給者証を使用した場合は、町が負担した医療費相当分を町へ返還していただくこととなります。

(5)高額療養費制度が適用される場合は、医療費の自己負担限度額を助成します。

（基本的には課税世帯の基準額は 80,100 円、非課税世帯は 35,400 円、上位所得世帯は 150,000 円です。）入院で高額療養費に該当する場合は、限度額適用認定証（健康保険組合等が発行）も病院に提示してください。限度額適用認定証については、加入している健康保険組合等にお問い合わせください。

(6)補装具の場合は、先に健康保険組合等での手続きが必要になります。

(7)健康保険組合等から家族療養附加給付金が支給されたときは、附加給付金は町へ返還していただくこととなります。

(8)交通事故等第三者行為で他に責を帰す場合は受給者証を使用しないでください。



～申請の方法～

乳幼児から高校生までの対象予定者の保護者に申請書を送付しますので、保健福祉課介護医療係（保健福祉センターみなくる）まで提出してください。

大学生・専門学校生の対象予定者がいる保護者については、申請書を送付しませんので窓口で申請してください。

申請書については、窓口においてあるほか、町ホームページからダウンロードできます。

◆申請に必要なもの

申請書、印鑑（朱肉を使うもの）、お子さんが加入している（する予定の）健康保険証、大学生、専門学校生については、学校が発行する学生証の写し、若しくは在学証明書が必要となります。